

消費税率10%への引き上げに伴う 賃貸借請負契約等の注意点

●工事や製造などの請負は契約日と引渡し日に注意

(1) 3月31日までの請負契約は8%

建設工事などによる代金の消費税率は、2019年10月1日以降に引き渡した場合は、原則として引き渡し時の税率10%が適用されます。(裏面図⑤)

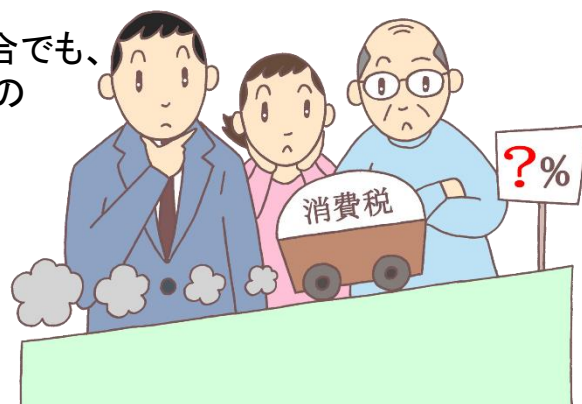
ただし、経過措置として、請負契約が3月31日までに行われた場合は、10月1日以後の引き渡しであっても、8%の税率が適用されるため、契約日に注意が必要です。(裏面図⑥)

◆対象となる請負契約の範囲

- ①建築請負契約(住宅のリフォーム、修繕、改修工事を含む)
 - ②製造請負契約
 - ③測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び管理並びに設計
 - ④映画の制作
 - ⑤ソフトウェア開発
 - ⑥その他の請負に係る契約
(運送、保管、印刷、広告、仲介、情報提供、検査・検定の事務処理、市場調査)
- ※④⑤⑥完成までに長期間を要するなど一定の契約が対象になります

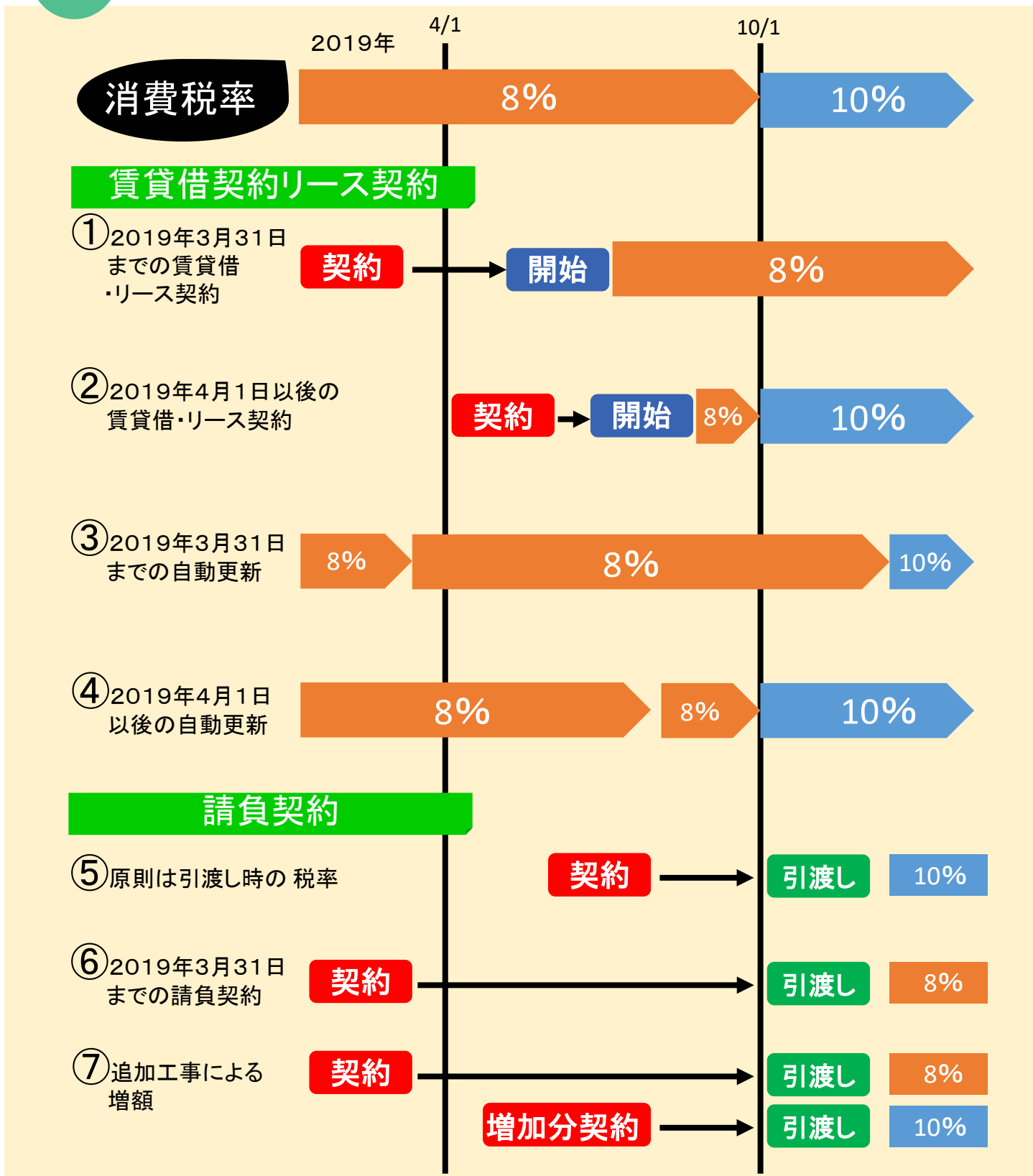
(2) 追加工事によって金額が増加した時

2019年3月31日までに請負契約を結んだ場合でも、4月1日以後に工事等が追加されたことで、当初の契約金額より増加してしまいますことがあります。この様な場合は、増加分(当社の契約金額を超えた分)の金額については、10%の税率が適用されます。(裏面図⑦)





賃貸契約・リース・請負契約の経過措置



●経過措置の適用を受ける場合の実務上の注意点

経過措置の適用を受けた事業者は、契約の相手方に対し「消費税法経過措置の適用により消費税率が8%」である旨を書面（契約書、請求書、通知書など）で通知する必要があります。